

【課題2】費用弁償等の見直しについて

検討結果

1 費用弁償等について

現行の費用弁償（定額旅費）については、廃止すべきである。

ただし、費用弁償、報酬及び政務調査費の相互の係わりを踏まえ、今後、報酬及び政務調査費のあり方について、検討すべきである。

【その他の意見】

- ・定額支給ではなく、実費弁償（または実費に基づき計算した標準額の支給）とすべき。
- ・今後とも、検討は続けていくこととし、まずは減額の方で考えてみてはどうか。
- ・費用弁償は、現行どおり支給すべき。支給額等について、批判があるようであれば、それに対して、しっかりと説明責任を果たしていけばいい。
- ・費用弁償の定義（交通実費なのか、日当等を含んだ概念なのか）が曖昧である。また、難解な表現であるため、区民にとって分かりにくい。

2 見直しの実施時期について

実施の時期については、2つの方向性が示された。

(1) 本年度をもって廃止すべきである。

平成20年3月分（平成20年4月25日支給分）までは支給する。

(2) 報酬及び政務調査費のあり方についての検討結果に基づき、具体的な廃止期日を決定すべきである。